

株式交換に係る事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 9 月 1 日

京成電鉄株式会社

新京成電鉄株式会社

株式交換に係る事後開示書面

2022年9月1日

千葉県市川市八幡三丁目3番1号
京成電鉄株式会社
代表取締役社長 小林 敏也

千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目1番12号
新京成電鉄株式会社
代表取締役社長 眞下 幸人

京成電鉄株式会社（以下、「京成電鉄」といいます。）及び新京成電鉄株式会社（以下、「新京成電鉄」といいます。）は、2022年4月28日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年9月1日を効力発生日として、京成電鉄を株式交換完全親会社、新京成電鉄を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年9月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

会社法第784条の2の規定による請求を行った新京成電鉄の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

新京成電鉄は、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2022年6月29日付で新京成電鉄の株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社となる京成電鉄の商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第785条第1項の規定により株式買取請求を行った新京成電鉄の株主はおりません。

でした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について

該当事項はありません。

- (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について

本株式交換は、京成電鉄にとって会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

京成電鉄は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2022 年 4 月 28 日付で京成電鉄の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となる新京成電鉄の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合（簡易株式交換）に該当することから、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定における手続の経過について

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により京成電鉄に移転した新京成電鉄の株式の数は、普通株式 6,076,772 株です。

5. 前各号に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) 京成電鉄は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第

796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知した京成電鉄の株主はおりませんでした。

- (2) 新京成電鉄は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2022 年 6 月 28 日開催の定時株主総会決議により、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) 京成電鉄は、本株式交換に際して、本株式交換により京成電鉄が新京成電鉄の発行済普通株式の全部を取得する時点の直前時点（以下、「基準時」といいます。）における新京成電鉄の株主（ただし、後記（6）に記載の新京成電鉄の自己株式が消却された後の株主をいい、京成電鉄を除きます。）に対し、新京成電鉄の普通株式に代わり、その保有する新京成電鉄の普通株式数の合計に 0.82 を乗じた数の京成電鉄の普通株式を割当交付いたしました。なお、京成電鉄が割当交付した普通株式の数の合計は 4,982,953 株です。
- (4) 本株式交換により増加した京成電鉄の資本金及び準備金の額は次のとおりです。
 - ① 資本金 金 0 円
 - ② 資本準備金 会社計算規則第 39 条に従い京成電鉄が別途定める額
 - ③ 利益準備金 金 0 円
- (5) 新京成電鉄の普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2022 年 8 月 30 日付で上場廃止となりました。
- (6) 新京成電鉄は、新京成電鉄が保有する自己株式の全部を、2022 年 7 月 28 日開催の取締役会の決議により、基準時において消却いたしました。
- (7) 京成電鉄は、公正取引委員会から、2022 年 4 月 12 日付で本株式交換にかかる株式取得に関する計画について排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。

以 上